

1 水質規制に関する法令体系

環境基本法は、環境行政の基本姿勢を示したもので、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準を設定している。同法に基づき、水質汚濁防止法が制定され、工場や事業場から公共用水域に排出される水を規制している。下水道法は公共下水道に排出される水を規制し、かつ水質汚濁防止法の規制と整合することにより、公共用水域の水質保全効果を高めている。

また、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類を排出するおそれのある施設が規制を受けるようになっている。

(1) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、環境省が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 JISK0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	環境基準
水 質 (水底の水質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ- α -ラゾ-オキシンの毒性に換算した値とする。
- 基準値は、年平均値とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河 川 (湖沼を除く)

pH・BOD 等

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域 水域類型 ごとに指 定する水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A A	水道 1級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100 mL 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道 2級 水産 1級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100 mL 以下	
B	水道 3級 水産 2級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100 mL 以下	
C	水産 3級 工業用水 1級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—	

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
3. 水道 1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。
5. 水産 1級、水産 2級及び水産 3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2級及び水産 3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

pH・COD等

類型	利用目的の適応性				基準値			
	水産		工業用水	環境保全	水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
自然環境保全	1級	2級						
A	○	○	○	○	○	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下 7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL 以下
B			○	○	○		3 mg/L 以下 5 mg/L 以上	—
C				○	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

備考 1. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。
 2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

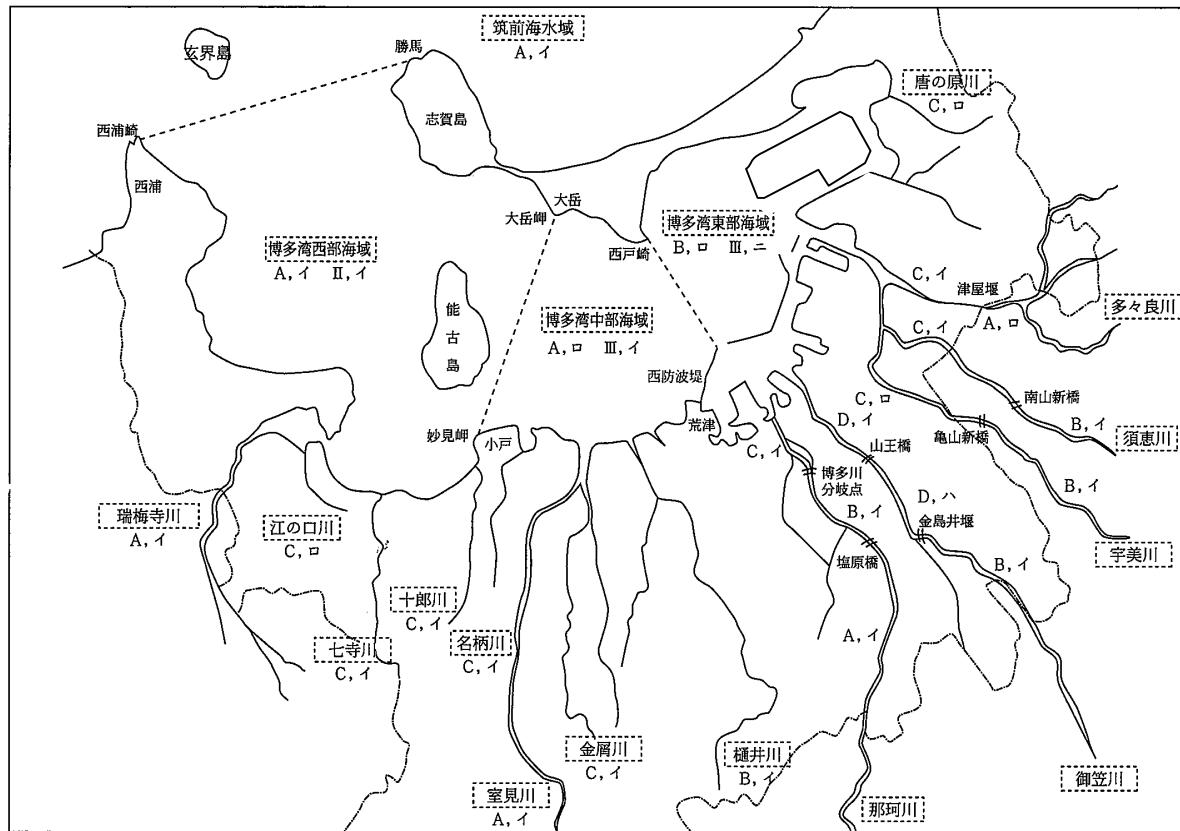
窒素・燐

類型	利用目的の適応性				基準値				該当水域
	水産			工業用水	生物生息環境保全	全窒素	全燐		
自然環境保全	1種	2種	3種						
I	○	○			○	○	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
II		○			○	○	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III			○		○	○	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV				○	○	○	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③市内河川及び海域の環境基準類型指定状況



〔達成期間〕

- イ. 直ちに達成
 - ロ. 5年以内で可及的速やかに達成
 - ハ. 5年を越える期間で可及的速やかに達成

ニ. 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

：段階的（是首尾
「類型指定年月日」

- ・ 博多湾及び博多湾流入河川 平成 8 年 6 月 14 日
・ 筑前海水域 平成 13 年 10 月 31 日

(2) 水質汚濁防止法の排水基準

①排水基準を定める総理府令抜すい

表 1

項目	許容限度	
	一律排水基準(注1)	上乗せ排水基準(注2)
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6(海域: 5.0~9.0)	
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均 120)	表 3 参照
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均 120)	〃
浮遊物質量(SS)	200 mg/L(日間平均 150)	〃
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L	〃
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L	〃
フェノール類含有量	5 mg/L	〃
銅含有量	3 mg/L	
亜鉛含有量	2 mg/L(注3)	
溶解性鉄含有量	10 mg/L	
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
クロム含有量	2 mg/L	
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL	
窒素含有量(注4)	120 mg/L(日間平均 60)	
燐含有量(注4)	16 mg/L(日間平均 8)	

表 2

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10(230) mg/L(注5)
ふつ素及びその化合物	8(15) mg/L(注5)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L(注6)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(注) 1. 一律排水基準とは、水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準のことである。

2. 上乗せ排水基準とは、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)に定める排水基準のことである。

3. 一部の特定事業場には、暫定基準の適用有り。

4. 窒素又は燐の排水規制については、環境大臣が定める湖沼・海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。本市においては、博多湾が窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る海域に指定されている。燐含有量についての排水基準に係る環境大臣が定める湖沼は背振ダム貯水池、曲渕ダム貯水池、及び長谷ダム貯水池であり、窒素含有量についての排水基準に係る湖沼は背振ダム貯水池が指定されている。

5. 海域以外の公共用水域に排出される場合は左の数値、海域に排出される場合はカッコ内の数値を適用。

6. アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

7. 表1に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用し、表2の排水基準は全ての特定事業場に適用する。

(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

博多湾水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第4）

表3

事業場	業種(施設)	項目及び物質並びにその許容限度							
		BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-hex(mg/L)	フェノール 類含有量 (mg/L)
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大
一 那珂川、御笠川及び河口海域（福岡市博多区沖浜町中央ふ頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎ふ頭北端及び同市博多区築港本町博多ふ頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多ふ頭西端から同市博多区沖浜町中央ふ頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る。）並びにこれらに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100	
	既設事業場（昭和48年4月1日以前に特定事業場となつた事業場）	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業	60	80			80	100	15
		砂糖製造業	60	80	60	80	80	100	
		バルブ製造業及び紙製造業	60	80			70	100	
		写真現像業	60	80	60	80			
		し尿処理施設 合併処理	30	45			90	120	
		単独処理	90	120			120	150	
		下水道終末処理施設	20	30			70	100	
		合成樹脂製造業							1
		その他の施設	90	120			120	150	
		新規事業場（昭和48年4月2日以後に特定事業場となつた事業場）	30	45			90	120	
		追加指定施設	90	120			120	150	
		その他の施設	20	30	20	30	70	100	20
									1
二 一を除く博多湾水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100	
	既設事業場（昭和49年8月1日以前に特定事業場となつた事業場）	畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業	90	120	90	120	120	150	20
		セメント製品製造業					50	70	
		と畜業	60	80	60	80	70	100	
		し尿処理施設 し尿淨化槽	30	45			70	100	
		処理対象人員が2001人以上							
		60	80				90	120	
		その他のし尿処理施設	30	45			70	100	
		下水道終末処理施設	20	30			70	100	
		その他の施設	90	120	90	120	120	150	
		新規事業場（昭和49年8月2日以後に特定事業場となつた事業場）	30	45			70	100	
		下水道終末処理施設	20	30			70	100	
		追加指定施設	90	120	90	120	120	150	
		その他の施設	20	30	20	30	25	30	2
		1日の通常の排出水の量が2000m ³ 以上のもの	40	50	40	50	50	70	10
		1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上2000m ³ 未満のもの	60	80	60	80	70	100	15
		1日の通常の排出水の量が500m ³ 未満のもの							2
									1

備考

1. 一の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
2. 二の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
3. 「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。
 - (1) 施行令別表第1号66号の3及び第71号の2に掲げる施設であって、昭和49年12月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (2) 施行令別表第1第64号の2及び第69号の2に掲げる施設であって、昭和51年6月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (3) 施行令別表第1第68号の2及び第71号の3に掲げる施設であって、昭和54年5月10日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (4) 施行令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設であって、昭和57年1月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (5) 施行令別表第1第69号の3に掲げる施設であって、昭和57年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (6) 施行令別表第1第66号の4から第66号の8に掲げる施設であって、昭和63年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (7) 施行令別表第1第71号の5及び第71号の6に掲げる施設であって、平成3年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
 - (8) 施行令別表第1第63号の3に掲げる施設であって、平成13年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの。
4. 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。）に限って適用する。ただし、一の項に係る上乗せ排水基準については、この規定を適用しない。
5. 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
6. 一の特定事業場が2以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は次のとおりとする。
 - (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6、第66号の7、第66号の8、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く。）が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合にあっては、既設事業場及び新規事業の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (2) (1)以外の特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあっては工業出荷額の数値が最大のものをいう。）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

筑前海水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第6）

事 業 場	業 種（施 設）	項目及び物質並びにその許容限度						
		BOD または COD (mg/L)		S S (mg/L)		n-hex (mg/L)	フェノール類含有量	
		日間平均	最大	日間平均	最大	動植物油脂類含有量	鉱油類含有量 (mg/L)	
下水道整備地域に所在する特定事業場	全 業 種	20	30	70	100			
下水道整備地域以外の地域に所在する特定事業場	既設事業場（昭和53年1月1日以前に特定事業場となつた事業場）	食料品製造業	1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上のもの	60	80	70	100	
			1日の通常の排出水の量が500m ³ 未満のもの	90	120	120	150	
		金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び畜房施設	60	80	70	100		
			し尿処理施設	30	45	70	100	
			下水道終末処理施設	20	30	70	100	
			その他の施設	90	120	120	150	
			し尿処理施設	30	45	70	100	
		新規事業場（昭和53年1月2日以後に特定事業場となつた事業場）	下水道終末処理施設	20	30	70	100	
			追加指定施設	90	120	120	150	
			その他の施設	20	30	25	30	2 2 1
			1日の通常の排出水の量が2,000m ³ 以上のもの	40	50	50	70	10 2 1
			1日の通常の排出水の量が500m ³ 以上2,000m ³ 未満のもの	60	80	70	100	15 2 1

備 考

- 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第132号）による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和53年1月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、博多湾水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第4）備考3に掲げる特定施設をいう。
- 博多湾水域に係る上乗せ排水基準（県条例第3条 別表第4）備考4から6までの規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準

平成 12 年 1 月 15 日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、下表のとおり、規制を受ける特定施設や排出基準が規定されている。

なお、下水道法施行令についても、ダイオキシン類対策特別措置法の施行とともに改正され、下水道へ排水を流す施設についても同様の規制を受けるようになっている。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設及び排出基準

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に基づく特定施設)

特定施設番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化二トロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 硫酸濃縮施設 (ロ) シクロヘキサン分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b;3',2'-m]トリフェノジオキサン（別名ジオキサンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ) ジオキサンバイオレット洗浄施設 (二) 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 精製施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
15	別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉 ¹ から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号 ² に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

※ 1 別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5 m² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間あたり 50kg 以上のもの

※ 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号

第 12 号の 2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設
第 13 号	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

※ 3 排出基準に関する留意事項

- ・基準は許容限度を示しており、その単位は、pg-TEQ/ℓ
- ・同一事業場内に複数の特定施設があり、それらの排水系統が同じである場合で特定施設につき異なる排出基準が定められているときは、それらの排出基準のうち最大の許容限度の基準を適用する。

(5) 公共下水道からの放流水の水質の基準

下水道法第8条に基づき、公共下水道からの放流水の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならないと規定されている。

[下水道法]

(放流水の水質の基準)

第8条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

[下水道法施行令]

(放流水の水質の技術上の基準)

第6条 法第8条（法第25条の10において準用する場合を含む）に規定する技術上の基準は、次の表のとおりとする。

①雨水の影響の少ない時における放流水の水質基準

水質項目	水質基準
水素イオン濃度（pH）	5.8 以上 8.6 以下
大腸菌数	800CFU/mL 以下※
浮遊物質量	40 mg/L 以下
生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量	第5条の5第2項に規定する計画放流水質に適合する数値

この表に掲げる数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

※令和7年4月1日施行

②雨水の影響が大きい時における合流式下水道からの放流水の水質基準

水質項目	水質基準
生物化学的酸素要求量	40 mg/L 以下

この表に掲げる数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における数値とする。

③水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、前項の表に掲げる項目について同項の基準よりきびしい排水基準が定められ、又は同項の表に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

④前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、同条第1項の排出基準のうち同法第2条第4項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（計画放流水質）

第5条の5第2項に規定する計画放流水質は、次の表のとおりとする。

処理方式	嫌気好気活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法	嫌気無酸素好気法	凝集剤併用型 ステップ流入式多 段硝化脱窒法 +急速ろ過
生物化学的酸素要求量	15 mg/L 以下			
窒素含有量	—		20 mg/L 以下	
燐含有量	3 mg/L 以下			

2 惡質下水に関する法体系

下水処理に有害な物質及び施設に損傷を与えるおそれのある下水を排出する施設は、発生源対策として除害施設の設置等の義務づけ、直罰制度、事前チェック制度、改善命令等の規定がある。

(1) 特定施設・特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設をいう。

下水道法でも、この特定施設を設置する者を特定施設の設置者、特定施設を有する事業場を特定事業場とし、その他の事業場とは異なった厳しい規制をしている。

(2) 下水道への排除基準

①直罰に係る排除基準………下水排除基準一覧表の網かけ部分

- ・特定事業場（旅館は除く。）は、基準に適合しない下水を排除してはならない。（下水道法第12条の2、福岡市下水道条例第9条）………基準に違反した場合、改善命令等を行わずに直ちに罰則が適用できることになっている。（下水道法第46条）
- ・基準に適合しないおそれがあるときは、改善あるいは排除の停止を命ずることができる。（下水道法第37条の2）

②除害施設の設置等に係る排除基準………下水排除基準一覧表の網かけ部分以外

- ・基準に適合しない下水を排除する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしなければならない。（下水道法第12条、第12条の11、福岡市下水道条例第9条の2、第9条の3）
- ・違反した場合には、水質の改善等必要な措置を命ずることができる。（下水道法第38条）

下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量 50 m ³ /以上	日平均排水量 50 m ³ /未満	日平均排水量 50 m ³ /以上	日平均排水量 50 m ³ /未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物※	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物※	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)
ふっ素及びその化合物※	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類※	pg-TEQ/L	10	10	10	10
トリクロロエチレン※	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5	—	5	—
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物※	mg/L	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	—	600	—
浮遊物質量(SS)	mg/L	600	—	600	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	20	5	20
動植物油脂類含有量	mg/L	60	—	60	—
温度	°C	45	—	45	—
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

※各基準値は許容限度であり、pH以外の項目は記載の数値以下、pHについては記載された数値を含む範囲内となっています。

※六価クロム化合物については、業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは道路下水道局水質管理課へお尋ねください。

※ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物については、海域を放流先とする下水道へ排除する場合(左の数値)と、河川等を放流先とする下水道へ排除する場合(カッコ内の数値)では基準が異なります。また、業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは道路下水道局水質管理課までお尋ねください。

※ダイオキシン類については、規制を受ける施設や地域が限定されています。詳しくは道路下水道局水質管理課へお尋ねください。

※亜鉛及びその化合物については、業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは道路下水道局水質管理課へお尋ねください。

特定事業場数及び排水量（業種別・規模別・処理区分）

（令和7年3月31日現在）

施設番号	業種 (特定施設名)	事業場数									排水量 (平均排水量: m ³ /日)										
		総数	規模別		処理区分							総排水量	規模別		処理区分						
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	西戸崎	和白	東部	中部	西部	新西部	南部 (流域)		西戸崎	和白	東部	中部	西部	新西部	南部 (流域)		
01の2	畜産農業又はサービス業	3	0	3	1					1	1	54		54	9				3		42
02	畜産食料品製造業	8	2	6			1		2	1	4	1,013	969	44			5		22	7	979
03	水産食料品製造業	13	3	10		1	7	2	1	1	1	393	276	117		7	354	19	6	7	2
04	保存食料品製造業	1	0	1							1	15		15							15
05	みそ、しょう油、食用アミノ酸等製造業	6	0	6		1	1	2	1	1		75		75		22	3	21	25	4	
08	パン・菓子の製造業、製あん業	3	0	3			1	1			1	71		71			11	25			35
10	飲料製造業	12	1	11			3	5	1	1	2	2,598	2,522	76			51	7	0	10	2,530
11	動物系飼料、有機質肥料の製造業	2	0	2			2					21		21			21				
12	動植物油脂製造業	2	2	0			2					296	296				296				
16	めん類製造業	15	0	15			4	4	4		3	81		81			30	28	18		5
17	豆腐、納豆製造業	15	0	15			6	5	3		1	87		87			46	18	16		8
18の2	冷凍調理食品製造業	3	1	2			2				1	228	180	48			48				180
19	紡績業、織織製造業	7	0	7			2	1	2		2	24		24			4	3	5		12
22	木材業品処理業	1	0	1			1					0		0			0				
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	19	0	19		1	8	1		1	8	97		97		14	12	1		8	63
27	無機化学工業製品製造業	1	0	1			1					15		15			15				
53	ガラス製造業	2	0	2			1				1	30		30			8				22
54	セメント製品製造業	5	0	5					5			19		19				19			
55	生コン製造業	19	0	19			13	2	4			66		66			59	4	4		
60	砂利採取業	2	0	2	1		1					3		3	2		1				
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1	0	1					1			45		45				45			
64の2	水道施設	3	1	2				1	1		1	260	250	10				250	9		1
65	表面処理施設	10	2	8		1	3		3		3	1,282	1,221	61		11	34		1,222		15
66	電気メッキ施設	6	2	4			4				2	191	119	72			106				85
66の3	旅館業（温泉）	11	5	6			1	7	1		2	731	612	119			280	429	4		18
66の4	共同調理場	4	3	1			2		1		1	661	624	37			329		295		37
66の5	弁当・出屋又は弁当製造業	7	3	4			3		1		3	496	428	68			128		50		318
66の6	飲食店	56	30	26	2	2	6	39	6		1	9,279	8,510	769	105	501	370	8,043	221		40
66の7	酒場	1	0	1							1	378		378							378
67	洗たく業	142	4	138		7	17	33	44	4	37	1,182	749	433		30	346	252	113	19	423
68	写真現像業	12	0	12			3	4	3		2	12		12			0	9	1		1
68の2	病院	18	18	0		3	2	5		2	6	4,566	4,566			684	507	1,921		238	1,216
69	と畜、死亡獣畜取扱業	1	1	0			1					987	987				987				
69の2	中央卸売市場（鮮魚）	1	1	0				1				1,300	1,300					1,300			
70の2	自動車分解整備事業	9	0	9		1	6		1		1	73		73		18	45		5		5
71	車両洗浄施設	375	2	373		13	100	62	112	5	83	1,846	183	1,663		72	389	370	538	25	453
71の2	試験研究機関	85	10	75		6	20	21	11	2	25	4,861	4,109	752		358	2,206	367	1,161	445	325
71の3	一般廃棄物処理施設	3	3	0			2		1			747	747				347		400		
71の4	産業廃棄物処理施設	4	1	3			2			1	1	142	86	56			16			86	40
72	屎尿処理施設	1	1	0				1				142	142					142			
74	水処理施設	12	9	3			2	6		2	2	4,972	4,918	54			1,444	2,899		53	576
	除害施設設置事業場	49	26	23		4	9	21	8	1	6	7,185	6,730	455		357	1,656	3,556	1,285	16	314
	合計	950	131	819	4	40	239	224	218	22	203	46,524	40,524	6,000	116	2,071	10,153	19,664	5,467	916	8,137

3 水処理センターの施設見学者状況（令和6年度末）

令和6年度の水処理センターの施設見学者数は全体で1,520人であった。詳細は以下の通り。

区分 月別	全市	水処理センター内訳						再生水内訳	
		西戸崎	和白	東部	中部 (山王調整池)	西部	新西部	中部	東部
令和6年4月	2	0	2	0	0	0	0	0	0
5月	140	0	6	0	134	0	0	0	0
6月	9	0	5	4	0	0	0	0	0
7月	312	56	40	25	140	51	0	0	0
8月	44	0	9	3	22	6	4	0	0
9月	229	0	15	17	138	2	0	40	17
10月	96	0	13	0	66	17	0	0	0
11月	246	0	14	0	207	10	0	15	0
12月	188	0	0	0	141	28	0	19	0
7年1月	88	0	54	21	13	0	0	0	0
2月	108	0	54	0	30	0	24	0	0
3月	58	0	31	0	27	0	0	0	0
合計	1,520	56	243	70	918	114	28	74	17
内訳	小学生	183	56	2	17	108	0	0	0
	中学・高校生		0	0	0	0	0	0	0
	短大・大学生	57	0	0	19	38	0	0	0
	海外	108	0	0	0	89	0	0	19
	他都市	275	0	51	0	208	1	0	15
	一般	897	0	190	34	475	113	28	40

4 御笠川那珂川流域下水道の概要

全体計画

項目（単位）	数 値	備考（うち福岡市）
計画区域面積(ha)	9,634.20	(3,346)
計画人口(人)	707,224	(326,130)
計画処理水量(m ³ /日)	270,008	(134,480)
管渠延長(m)	29,290	
事業費(億円)	2,202	
事業開始年次	昭和46年度	
供用開始年次	昭和50年度	
計画目標年次	令和17年度	

現況（令和6年度末）

能力(m ³ /日)	295,800(稼働中)
現有高度処理能力(m ³ /日)	105,400(15系列中7系列導入)
管渠(m)	29,290(整備済)

流域各市の計画内容（御笠川処理区）

項目	計画処理面積	計画処理人口(A)	日最大計画汚水量	分担金負担割合	令和6年度末				
					処理面積	行政人口(B)	処理人口(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
福岡市	ha 3,346.10	人 326,130	m ³ /日 134,480	% 49.8	ha 3,311	千人 323.7	千人 323.7	% 99.3	% 100.0
春日市	1,379.50	106,900	37,524	13.9	1,380	111.6	111.6	104.4	100.0
大野城市	1,531.50	103,065	36,593	13.6	1,469	103.1	103.0	100.0	100.0
太宰府市	1,566.60	71,954	25,387	9.4	1,392	71.1	70.9	98.5	99.7
筑紫野市	994.2	51,572	18,482	6.8	727	50.7	50.5	98.0	99.7
那珂川市	816.3	47,603	17,542	6.5	710	49.3	48.6	102.0	98.6
計	9,634.20	707,224	270,008	100.0	8,988	709.5	708.4	100.2	99.8

※処理人口は、令和6年度末現在の住民基本台帳人口ベースの人口である。

※人口は、少数第2位で四捨五入した値を記載しているため、合計値及び整備率の計算が合わない箇所がある。

※春日市、那珂川市の令和6年度末処理人口は、一時的に計画処理人口を超えるが、今後減少傾向に向かい、計画最終年度（令和17年度）は154,503人になる見込みである。

5 政令指定都市の下水道整備状況（令和6年度末）

政令市名	面積情報 (ha)			上段：市域人口 下段：処理人口 (数値ベース)	普及率
	市域	市街化区域	処理区域		
札幌市	112,126	25,034	24,828	1,968,265 1,964,759 (推計)	99.8%
仙台市	78,635	18,072	17,357	1,060,008 1,047,041 (住基)	98.8%
新潟市	72,599	12,985	13,132	758,068 662,664 (住基)	87.4%
さいたま市	21,743	11,698	12,610	1,351,872 1,287,789 (住基)	95.3%
千葉市	27,209	12,882	12,300	984,357 960,144 (住基)	97.5%
東京都 (区部)	62,751	58,214	56,262	9,756,326 9,754,200 (住基)	100.0% (概成)
川崎市	14,435	12,728	10,725	1,553,920 1,547,488 (推計)	99.6%
横浜市	43,823	33,770	31,623	3,769,150 3,767,803 (推計)	100.0% (概成)
相模原市	32,891	7,364	7,812	715,235 697,966 (住基)	97.6%
静岡市	141,193	10,537	9,081	670,258 593,525 (住基)	88.6%
浜松市	155,811	9,890	14,255	781,011 640,388 (住基)	82.0%
名古屋市	32,646	30,262	28,480	2,329,646 2,316,100 (推計)	99.4%
京都	市	82,783	14,980	1,430,552 1,423,800 (推計)	99.5%
大阪市	22,534	21,145	19,380	2,791,907 2,791,896 (推計)	99.9%
堺市	14,983	10,749	10,215	810,356 798,410 (住基)	98.5%
神戸市	55,702	20,348	17,309	1,486,033 1,467,141 (推計)	98.7%
広島市	90,669	16,286	14,698	1,170,275 1,129,460 (住基)	96.5%
岡山市	78,995	10,416	8,184	693,219 480,723 (住基)	69.3%
北九州市	49,250	20,319	16,662	908,181 906,899 (住基)	99.9%
福岡市	34,347	16,388	17,201	1,660,254 1,655,940 (推計)	99.7%
熊本市	39,032	10,795	12,452	729,138 665,398 (住基)	91.3%

6 下水道用語解説

ア 行

アセットマネジメント

施設を一定水準に維持するとともに、計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕などを実施することにより、施設を延命化し、ライフサイクルコストを縮減するための資産管理手法である。

アメニティ下水道

処理水を有効に活用することにより、従来の下水道施設の機能に更に新しい機能を付加することによって、オープン水路のせせらぎの回復等、市民生活を更に「アメニティ（快適）」なものにすることを目的として実施されるもの。

一律排水基準

公共用水域に排出される特定事業場からの排水に対して全国一律に適用される排水基準であり、総理府令で定める。水質汚濁防止上必要最低限の排水の水質を示すもの。（水質汚濁防止法第3条第1項）

一括設計審査（全体設計）

事業が大規模または特殊なものであり、しかも、施工上工事を一括して施工する必要があつて工期が2ヵ年以上にわたる場合に適用される。全体設計の承認は、法律上の債務負担行為ではないが、国土交通省の運用として、当該年度の予算の範囲内で優先的に補助金の配分を行うこととしている。

一般会計繰入金

地方公営企業法の規定に基づき、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等について、一般会計より下水道事業会計に繰り入れるもの。毎年度総務省より示される繰出基準によるものと、それ以外の政策的経費によるものとに分類される。

雨水滞水池

合流式下水道の改善として、初期雨水（ファーストフラッシュ）および雨水吐きやポンプ場からの越流水を貯留し、排水区域から放流される汚濁負荷量を減少させる施設。

雨水調整池

調整池下流の下水管渠の流下能力を越える分を一時貯留することによって、雨水流出を調整するものである。このため、ピーク流量よりも総降雨量と降雨波形が問題となる。

雨水沈殿池

沈殿効果および貯留効果を利用して雨天時合流下水を処理する施設である。

雨水滞水池が、満水になった時点で下水の流入を停止するという点で相違がある。

上乗せ排水基準

一律排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準をいう。一律排水基準では水質汚濁防止不十分と考えられる水域について都道府県が条例で定める。（水質汚濁防止法第3条第3項）

S S（浮遊物質量）

ろ過によって分離される物質をmg/Lで表わしたもので無機性のものと有機性のものとがある。汚濁の有力な指標の1つである。

N T T無利子貸付制度

日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な

建設の事業に要する費用に充てる資金として無利子で貸し付けるもので、昭和62年度創設、平成20年度廃止。本市下水道事業では、昭和63年度から平成4年度に借入を行った。

遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）

高速回転による大きな遠心力をを利用してコンクリートを締め固めた鉄筋コンクリート管。普通管と圧力管があり、直径150mmから3,000mmのものが製造されており、下水管渠等に広く使用されている。

塩素消毒

塩素は、細菌の細胞膜を通過して酵素の作用を阻害したり、高濃度では細胞の細胞膜を破壊したりする殺菌作用がある。この作用を利用し、下水処理水中の病原性微生物等の感染力を失わせること。

オゾン処理

オゾンは強力な酸化力を持っており、有機物の分解、大腸菌や一般細菌の殺菌、ウィルスの不活性化、脱色、脱臭等を行う性質がある。この作用を利用し下水の二次処理水をさらに高度処理する処理法。

汚濁負荷量原単位

人間、工場及び家畜などの発生源別の汚濁負荷量を求めるために必要なもので、それぞれの発生源の単位当りが排出する汚濁負荷量をいう。例えば、人間の1人の1日当りの排出汚濁物の量などである。

汚泥

水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿し、蓄積し泥状になったものをいう。

汚泥消化槽

汚泥中の有機物を分解して無機物化するためのタンクをいうが、その形式には加温式と無加温式、また一段消化と多段消化がある。

汚泥処分

処理された汚泥を埋立、海洋還元または緑農地還元、建設資材、土壤改良剤等の有効利用などにより最終的に処分することをいう。

汚泥処理

汚泥を濃縮、消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却等により汚泥を減量、安定化、無害化させることをいう。

汚泥洗浄槽

消化された汚泥はアルカリ度が高くぬるぬるし、脱水効率が悪いので、それを十分水洗いして、脱水しやすくするためのタンクである。

汚泥濃縮槽

汚泥の含水率を下げ、体積を減少させるために設けるタンクをいう。汚泥の濃縮方法には重力式、浮上式、遠心力式等がある。

汚泥の有効利用

下水汚泥を再生加工し、緑地や農地の有機肥料、あるいは建設資材等に利用することをいう。

力 行

開削工法

下水管渠を布設する一つの工法で、溝を掘って下水管を埋設する工法であり、下水管渠埋設に広く用いられている。

確率年

何年に1回生起する大雨かを表す指標として用いられる。なお、一度発生すればその期間は決して起こらないということではない。

計画降雨に採用する確率年は5~10年を標準とされており、都市計画中央審議会の答申において、21世紀初頭に向けては少なくとも10年に1回程度の大雨に対して浸水する区域を解消するよう整備を行うこととされている。

活性汚泥法

下水に空気を吹き込むと、好気性菌の作用により、吸着能力が大きく沈殿性の良好な汚泥が生じ、これを活性汚泥という。

この活性汚泥を用いて下水を処理する方法を活性汚泥法といい、一般的な標準活性汚泥法のほか、ステップエアレーション法、長時間エアレーション法等の各種変法がある。

簡易処理

下水を沈殿法によって処理することをいう。BOD、SSの処理効率はそれぞれ25~35%、30~40%と低い。

環境基本法

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律である。

環境ホルモン

「内分泌搅乱化学物質」の俗称で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質を意味している。

近年、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を搅乱し、生殖機能を阻害するなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されているが、詳細についてはまだ解明されていない。

管きょ更生工法

既設管きょに破損、クラック、腐食等が発生し、耐荷能力、耐久性の低下および流下能力が保持できなくなった場合、既設管内面に新たに管を構築して既設管きょの更生および流下能力の確保を行うもの。

起債充当率

地方債への同意・許可にあたって、各地方負担額等に対し一定率により起債発行額の限度を定めたもので、地方債の同意等基準により定められている。

技術検定

技術者について下水道特有の技術的事項を試験することにより、下水道技術者の確保を図ろうとするものである。（日本下水道事業団法第26条第1項第7号）

共同溝

整然とした都市形成を図るため、上下水道、電気、ガス、電信電話等の配管、配線を共同して同一管内で行う目的で地下に構築される大断面管(函)渠をいう。

計画汚水量

下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場、処理場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量をいう。

計画目標年次

計画の目標とすべき年次をいうが、下水道計画の場合は、施設の耐用年数、建設期間がかなり長期にわたることなどから原則として20年後としている。

下水汚泥固形燃料

下水汚泥を主原料として、炭化、乾燥などによって固形化した燃料をいう。

下水処理水の再利用

水需要のひっ迫した地域を中心に、下水処理水を水資源としてとらえ工業用水、雑用水、農業用水等として再利用することをいう。

下水道事業計画策定

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣に協議しなければならない。これを下水道事業計画策定という。

下水道事業債

地方公共団体が下水道事業費の一部にあてるため負担する債務（地方債）の一種で、都市下水路を除く下水道事業に対し同意・許可されるもので地方債計画に計上される。

下水道使用料

下水道の管理に要する経費を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量や水質に応じて徴収される。（下水道法第20条）

下水道整備緊急措置法

下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善及び公共用水域の水質保全等に資することを目的とし、下水道整備五箇年計画の策定及び実施を規定している法律である。

下水道整備五箇年計画

下水道整備緊急措置法に基づき、政府として下水道整備の今後五箇年間に行うべき実施目標及び事業量を定めることとされていた。

下水道台帳

下水道管理者が調製保管する台帳。施設の布設箇所、構造、能力等を的確に把握し、維持管理を適正に行うため、法第23条に定められている。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。（昭和33年法律第79号）

公害防止計画

環境基本法の規定により、公害が現に著しいか、又は、今後著しくなるおそれがある地域において策定される公害防止に関する施策に係る計画であり、内閣総理大臣の指示に基づき、都道府県知事が作成する。

公共下水道

主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、又汚水を終末処理場で処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道で、普通下水道といえば公共下水道を意味することが多い。

公共ます

公道と民有地の境界付近に設けられ、下水道管理者が管理する枠をいい、これから取付管によって管渠に接続される。なお、悪質下水の監視測定にも重要である。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

高度処理

通常行われる二次処理より高度な水質が得られる処理をいう。通常の二次処理の除去対象水質（BOD、

SS等)の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質(窒素、リン等)の除去率向上を目的とする処理を含む。

合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で古くから下水事業を行っている都市で採用されているが、最近では分流式が主流となっている。

国庫債務負担行為

財政法第15条第1項及び第2項に規定される国が金銭給付(下水道事業の場合、国庫補助金の交付)を目的として数年度にまたがって債務を負う行為をいい、下水道事業においては、現在、工事(流域下水道)に係るもの、用地に係るもの及び国庫補助金の分割交付制度(公共下水道)に伴うものに分類される。

国庫補助金の分割交付制度

公共下水道の緊急整備と国費投入の平準化を図るため、下水道緊急整備事業費に係る5カ年分の国庫補助金相当額について国庫債務負担行為として交付決定を行い、初年度分に当該年度分の年割額として1/5の補助金を交付し、後年度分4/5相当額については初年度に特別の地方債の発行が許可された。

(昭和50年度創設、平成17年度より廃止)

コンポスト

緑農地利用のために、脱水ケーキを好気性発酵させ安定化したもの。

サ 行

最終沈殿池(終沈)

エアレーションタンク等からの流出水を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。

最初沈殿池(初沈)

微細な浮遊物をできるだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。

再生水

下水の二次処理水を雑用水等の用途に再利用することを目的として、更に高度処理した水をいう。

三次処理

標準活性汚泥法等の高級処理(二次処理)過程を経た下水を更に高度な水質とするための処理過程をいう。

散水ろ床法

下水を碎石層に散水し、空気に接触させて好気性微生物の働きによって浄化する方法で標準散水濾床法のほか高速散水濾床法、多段式散水濾床法がある。

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物の量を示す指標で、水中に含まれる有機物を酸化剤によって酸化させ、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量として示したもの。

この数値が高いほど、有機物の量が多く水質汚濁が進んでいるといえる。湖沼や海域の水質汚濁の指標に用いられる。

シールド工法

路面の掘削をさけ、交通等地上の土地利用を妨げずに管渠を築造するため、シールド機を地中で推進させながら、その前部で掘削して、後部で鋼製または鉄筋コンクリート製のセグメントを組み立て

てトンネルを築造する工法。

市街化区域

都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域に分け、前者を市街化区域、後者を市街化調整区域という。

紫外線消毒

紫外線のうち、一部の波長のものは微生物・ウィルスを不活性化する性質を持つ。この性質を利用し、下水処理水に紫外線を照射して大腸菌などの病原性微生物の感染力を失わせること。

地盤改良工法

工事施工箇所の地盤が軟弱であったり、湧水が激しく工事が出来なかつたりする場合、セメント、石灰、砂等あるいは地盤凝固剤等を用いて地盤の性質を改良する工法である。

シビル・ミニマム

都市住民が享受すべき必要最低限の生活水準。自治体が都市住民のために教育、上下水道、交通等生活環境改善施設として整備すべき必要不可欠な施設水準を示すものである。

重金属類

通常、比重4以上の金属の総称をいい、一般には比較的比重の大きい金属という意味で鉄、マンガン、クロム、銅、水銀、カドミウムなどをいう。

終末処理場（水処理センター、処理場）

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

受益者負担金

国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課される金銭上の負担義務をいう。（都市計画法第75条）

浄化槽（合併処理浄化槽）

便所と連結して、し尿と雑排水を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備または施設をいう。

焼却炉

下水汚泥の持っている発熱量を利用し、かつ不足する熱を補助燃料で供給して汚泥を乾燥・燃焼させることで汚泥の減量化をはかる設備で流動床式焼却炉が主流である。なお、他に多段式焼却炉等の種類も存在する。

小口径推進工法

管埋設路線の両端に、作業基地（立坑）を設けその坑内より推進機で、小口径管（250mm～700mm）を推進埋設する工法。

除害施設

事業者等が下水道に汚水を排除する場合、下水道の処理などに障害を及ぼすおそれのある下水排水基準に適合しない汚水は、処理施設を設置し処理しなければならない。この処理施設を除害施設という。

処理施設

下水の水質を河川やその他の公共の水域又は海域に放流しうる水質にまで改善する施設。大別して、

水処理施設（沈砂池一初沈一曝気槽一終沈一消毒池）と汚泥処理施設（濃縮槽一消化槽一洗浄槽一脱水機一焼却炉）とに分かれる。

浸入水

下水管渠には排水すべきものとして計画された下水以外の地下水、雨水等が管渠継手部、マンホールの蓋穴、マス等から浸入してくることがあるが、これらの計画外の下水を浸入水という。

水位周知下水道

都道府県知事または市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事または市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位（これを一般に周知するうえでは「内水氾濫危険水位」という。）に達したとき、水位到達情報の通知及び周知を行う。（水防法第13条の2）

水質汚濁防止法

公共用水域の水質の汚濁の防止を図ることを目的とした法律で、特定事業場から公共用水域への排出水の規制等を行っている。

水質環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し（健康項目）及び生活環境を保全する（生活環境項目）うえで維持することが望ましい基準として政府が定めるものという。

推進工法

管の先端に刃口または掘進機を装備し、掘削しつつ立坑に設備したジャッキによって管を地山に推進する工法。

砂ろ過

砂をろ材としたろ過法で、下水の二次処理水などに残留するような比較的低濃度の浮遊物を分離除去するための処理法である。砂ろ過には、ろ速圧力、流水方向などによって各種方式がある。

施越による実施設計

施越による実施設計は、災害その他公益上真に止むを得ないと認められる場合に限り行われる制度である。将来の補助金等の交付を予定し、補助金等の交付申請及び決定を行うことなしに、実施設計の承認の手続きを経たのみで事業を実施し、原則として翌年度において補助金等の交付を受けるものである。

総量規制

53年の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により導入されたもので、従来の排出水の汚濁濃度規制に対し、濃度×排水量の汚濁総量により規制する方式。

タ 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。近年、ごみ等の焼却に伴って発生することが確認されており、人体への健康被害が指摘されている。

大腸菌群

グラム陰性無芽胞性の短桿菌で、乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性または通性嫌気性の細菌群をいう。その存在の程度は、人間のし尿による汚染の有無や汚染の程度等を示す。

脱臭設備

終末処理場内の処理施設からの悪臭を集め、処理して悪臭物質を除き、大気中に放氣するために設けられた設備。

脱水機

主に、濃縮槽、消化槽、洗浄槽から排出された汚泥の含水率を下げるために設けられる固液分離装置で真空脱水、加圧脱水、遠心脱水、ベルトプレス等の機種がある。

中級処理

下水を高速散水ろ床法、モデファイドエアレーション法その他これらと同程度に処理できる方法によって処理することをいう。処理効率は高級処理ほど高くない。

調整費

国土総合開発事業調整費の略称。公共事業の実施に当って、他省庁所管の公共事業と進度を合わせなければ十分な効果が発揮できない場合、進度の不均衡を調整する費用で国土交通省が所管している。事業の部のほか、調査の部もある。

沈砂池

流速をゆるめて下水中の土砂などを沈殿させるための池をいい、通常ポンプ施設の前に設けるものをいう。

DID（人口集中地区）

市区町村の区域内で人口密度の高い調査区（1km²当たり4,000人以上）が互いに隣接して、その人口が5,000人以上を有する地区をいう。

DO（溶存酸素）

水中に溶解している酸素量をいい、汚染された水中では消費量が多いのでその含有量は少なく零の場合もあるが、水が清純であるほど飽和量に近く含有される。

DBO（Design Build Operete）

公共が資金調達し、施設の設計・建設・管理運営を一括して民間事業者にて担う方式をいう。

定住構想

第三次全国総合開発計画の計画方式であり、「大都市への人口・産業の集中を抑制する一方地方を振興しながら人間居住の総合的環境の形成を図る」という理念から生まれた構想である。

特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種であるが、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは、湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道である。

特定公共下水道

公共下水道の一種であるが、工場等の排水が非常に多いため、下水道の建設費の一部を、排水を出す工場等を設置する事業者に負担させて事業を行うものである。

特定施設

水質汚濁防止法による排水規則の対象となる施設で、具体的には同法施行令で指定されている。

下水道法上も、特定施設を設置する事業場（特定事業場）から下水を排除する者は、直罰、改善命令等による規制の対象となっている。

特定水域高度処理基本計画

良好な水環境の形成や増大する水需要に対応し、湖沼、閉鎖性水域、水源河川等の水質保全を図るために高度処理の計画的推進を目的としており、望ましい水環境目標像を設定するとともに、これを達成するための高度処理施設整備のアクションプログラムを策定するものである。

特別の地方債（特債）

国庫補助金の分割交付制度に伴い許可された地方債で、全額政府資金が充当された。交付決定を受けた5カ年分の補助金相当額のうち、初年度に交付を受ける1/5の補助金を除いた、後年度分4/5相当額を初年度に発行し、これにかかる利子相当額については別途、国庫補助金が交付された。（昭和50年度創設、平成17年度より廃止）

都市計画区域

都市計画は、普通都道府県が指定した区域について、土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等を計画するものであり、この区域を都市計画区域という。

都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定めることをいう。

都市計画事業認可

都市計画法による都道府県知事（市町村施行の場合）国土交通大臣（都道府県施行の場合）の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業計画（旧認可）を受けた事業に対し与えられ、事業地、設計の概要、事業施行期間等の事業計画を決定するものである。

都市計画税

都市計画事業に要する経費にあてるため市町村が賦課する目的税であり、課税客体は土地及び建物、課税標準はその価額、税率は制限率0.3%の範囲内で市町村が定める。

都市計画中央審議会

国土交通大臣の諮問に応じ都市計画に関する重要事項等を調査審議するために設置される国土交通省の附属機関をいう。（都市計画法第76条）

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めるところにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。（昭和43年法律第100号）

都市下水路

市街地における雨水を排除するための下水道で、その構造は原則として開渠である。（ポンプ場が付随する場合もある）。雨水を排除するためのものであるので処理場は有さない。公共下水道事業が当面行われない区域で、浸水防止のため、雨水排水路を設置する必要がある場合などに採用される。

取付け管

汚水栓または雨水栓と排水設備および下水管渠を接続するために布設される管をいう。

ナ 行**内水浸水想定区域**

水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事または市町村長が指定した区域をいう。（水防法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）

ナショナル・ミニマム

国民の全てが享受すべき最低限度の生活水準。国は、その社会的責務として国民の最低限度の生活

を保障すべきであり、そのために整備すべき制度、施設の水準を示すものである。

日米下水処理技術委員会

日米公害閣僚会議の合意により昭和46年に発足し、現在は日米環境協定に基づき継承されている委員会で両国の当面する下水道技術に関する問題について討議を行っている。

ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンによって抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼすことから下水道への排出が規制されている。

ハ 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理処分方法その他必要な事項を定め、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。
(昭和45年法律第137号)

排水設備

下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠等。下水道の供用開始後は、その土地の所有者等に設置義務が課せられる。(下水道法第10条)

ばつ気 (エアレーション)

下水または下水と活性汚泥との混合液に対して必要な酸素の供給、混合等をするために空気吹き込みまたは機械による混合等を行うことをいう。

ばつ気槽 (エアレーションタンク)

活性汚泥法で下水と活性汚泥の混合液を空気に接触させるタンクをいう。

pH (水素イオン指数)

液体の酸性、アルカリ性の程度をあらわすのに用いる。「水素イオン指数」の記号であり、下水道の適切な維持管理をするための指標の1つである。

BOD (生物化学的酸素要求量)

微生物が一定時間内(通常、20°C、5日間)に水中の有機物を分解するために消費する酸素の量を表したもので、消費された酸素の量が多いということは、水中の有機物質が多いことを意味する。河川の水質汚濁の指標に用いられる。

PPP (汚染者負担の原則)

環境汚染の費用は汚染者が支払うべきであるという原則の意味であり、昭和47年5月に開催されたOECD閣僚理事会での勧告から一般化した用語である。

PPP (Public Private Partnership)

民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。PFI、指定管理者制度、包括的外部委託等がある。

富栄養化現象

生物生産性の低い貧栄養の湖沼あるいは内湾、内海等に、河川などから栄養塩類が運び込まれ、その水域の栄養塩類が豊富になって生物生産が盛んになる現象をいう。

普及率

下水道の整備状況を表わす指標として用いられている。普及率には、面積普及率(都市計画決定面積に対する下水道処理区域内面積の割合)及び人口普及率(総人口に対する下水道処理区域内人口の割合)等があるが、現在ではもっぱら人口普及率が使用されている。

伏越し

下水管渠は処理場あるいは吐き口まで、道路等の地下に布設するが、その途中に河川、運河、鉄道、

その他の障害物がありそれらを横断する場合に管渠を一旦下げてくぐらせて布設する方法。

分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に流入することになる。

閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水理特性上汚濁物が蓄積しやすいため水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

ポンプ場

下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下で流すのが原則であるが管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。

マ 行

マンホール

下水管渠と地上を結ぶ施設で、下水管渠の検査または清掃等のために人が出入りするための施設をいう。

ヤ 行

山留工法

開削工法等で溝を掘って下水管の埋設を行う場合、溝を掘ったままであれば土砂が崩壊するため矢板等を溝の壁に当てて土砂崩れを防止する工法のことをいう。これには木矢板、簡易鋼矢板、鋼矢板等、矢板によるもののほか連続地中壁等現場で築造するものなどがある。

有資格者

下水道法により、下水道の設計、工事の監督管理、維持管理を行う場合にはある一定の資格を有する者が行わなければならないと規定されており、その資格者をいう。

横出し排水基準

水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、地方公共団体の条例により、規制対象とされた物質又は項目に係る排水基準をいう。（水質汚濁防止法第29条）

ラ 行

流域関連公共下水道

流域下水道に接続するもので、独自の終末処理場を必要としない公共下水道をいう。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。

事業主体は原則として都道府県である。

流域計画（流域別下水道整備総合計画）

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、水域ごとに策定する下水道整備に関する総合的な基本計画。

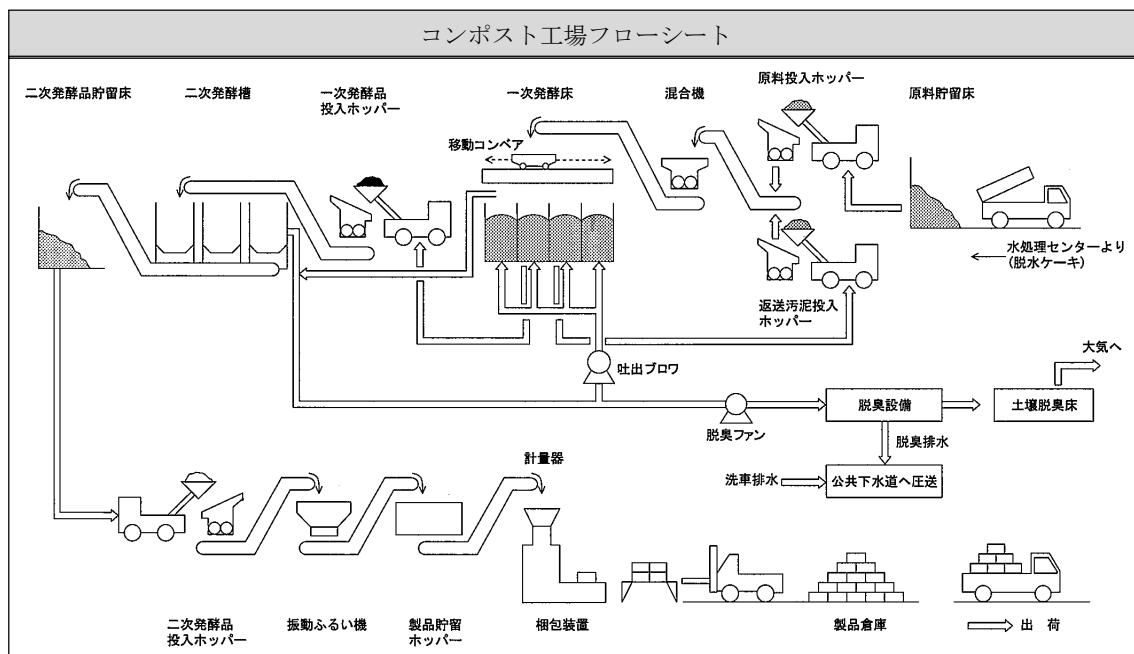
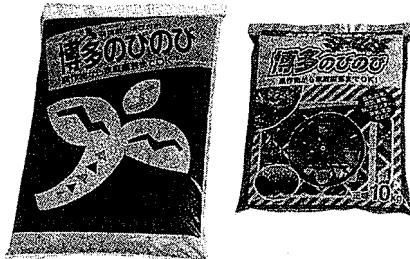
7 下水汚泥コンポスト事業（参考）

中部水処理センターで発生する下水汚泥を肥料として有効利用するため、一次発酵から二次発酵、袋詰め、製品保管まで一貫して行い、総合的な品質管理ができる施設として、コンポスト工場を整備して、平成6年度にコンポスト製品（品名「博多のびのび」）の製造を開始し、製品販売は、（財）福岡市下水道資源センター（設立 平成6年2月28日、全額福岡市が出資）が行った。

なお、平成23年度末をもってコンポスト事業は廃止し、同センターは解散した。

（1）コンポスト工場の概要

所在地 福岡市西区太郎丸805番地の1
 敷地面積 15,149 m²
 延床面積 7,992 m²
 運転開始 平成6年4月
 平面発酵床貯留容器 6床（各床約400t）
 処理能力 30t（一日平均）



（2）コンポスト製品の特徴

「博多のびのび」は有機物や石灰を含んだ土壤改良材であり、土を活性化させ地力を増進する。

また、窒素、りん酸なども含まれ、肥料としての効果もあり、公共事業の緑化工事、農作物、家庭園芸など幅広く利用された。

〈成分例〉

有機物	石灰	窒素	りん酸	カリ	苦土	pH	水分	炭素 窒素比
23~25%	25%	1.1%	2.8%	0.1%	1.1%	8.0~8.3	20~27%	9

（3）コンポスト製品の販売状況

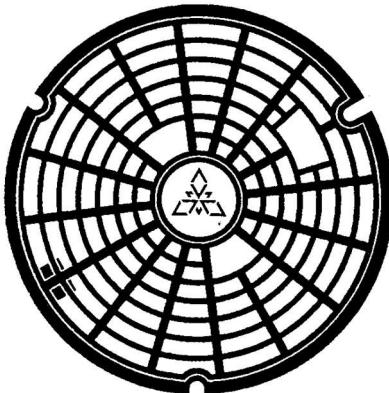
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
20kg入袋	28,914袋	25,577袋	27,954袋	14,083袋	15,846袋	15,397袋	13,222袋
10kg入袋	44,215袋	50,460袋	63,494袋	62,893袋	57,298袋	45,549袋	56,315袋
バラ製品	311.10t	113.10t	108.80t	141.60t	80.10t	168.83t	437.41t

8 下水道用マンホール蓋のデザイン

福岡市は、平成2年3月末に下水道普及人口100万人を突破した。これを記念して、マンホールの蓋のデザインを公募した結果、「下水道施設のイメージアップと市にふさわしい個性的なデザイン」というテーマのもと、全国から735点の応募があった。この中から、鳥・ヨット・街並みなどを連想させるデザインが「人の都・福岡市のアクティブなイメージ」があるとの評価を受けた現在のデザインが選ばれ、平成3年4月から新しい蓋への切り替えが始まった。

○デザイン決定理由

- ・人の都、福岡市のアクティブなイメージがある
- ・デザインの面白さや現代性がある
- ・他都市にない斬新さ



昭和55年～



平成3年4月～

●分流汚水・合流
■分流雨水



現行 (平成18年4月～)

平成18年度よりマンホール蓋の耐スリップ性能を向上させるため、当初デザインを生かし、一部デザインを加工した蓋を採用している。

●分流汚水・合流
■分流雨水

オリジナルデザインのマンホール蓋

【「福岡ソフトバンクホークス」のデザインマンホール蓋】

本市に拠点を置くプロ野球球団「福岡ソフトバンクホークス」と平成23年7月7日に締結した包括連携に関する協定に基づき、地域の活性化に関する協働事業として、福岡ソフトバンクホークスからキャラクターを使用したデザインマンホール蓋（全14種）の寄贈を受け、地下鉄唐人町駅からみずほPayPayドーム福岡までの間に設置している。



©SoftBank HAWKS

【「福岡市動植物園」のデザインマンホール蓋】

住宅都市局から、公共交通機関の利用促進を図る目的で徒歩による来園者の誘導等に下水道マンホール蓋を利用したいとの要請に基づき、福岡市動植物園の動物や植物の写真を使用したデザインマンホール蓋（全11種）の寄贈を受け、地下鉄薬院大通駅から動植物園までの間に設置している。



【「福岡市民ホール」のデザインマンホール蓋】

経済観光文化局から、福岡市民ホールの開業に伴い、芸術・文化の盛り上げを目的とした、天神地域全体を巻き込んだ取り組みの一環として、下水道マンホール蓋を利用したいとの要請に基づき、福岡市民ホールや須崎公園での活動を表現したピクトグラムを扇状に配置し、ホールから文化芸術が広がるイメージを使用したデザインマンホール蓋を天神地下街から福岡市民ホールへ向かう歩道上に設置している。



【「博多千年門」のデザインマンホール蓋】

博多区から、博多千年門の建設10年を記念した広場整備の一環として、デザインを学んでいる学生がデザインした下水道マンホール蓋を設置したいとの要請に基づき、博多千年門のキャラクターの「せんねもん」と千年門から承天寺へ繋がる道の雰囲気を表現したデザインマンホール蓋を博多千年門に設置している。



【FUKU51 MANHOLE PROJECT】

平成 30 年度に、下水道事業八十八周年を迎えたことを記念して立ち上げた「FUKU51MANHOLE PROJECT」。地下の見えないところで安全・安心なくらしを支えてきた、そして、これから先も支えていく下水道の姿=「見えないところでつながっている」をコンセプトとし、福岡の「福」と幸福の「福」、福岡に「来い」と「恋」、マンホールの形「円」と人と人とのつながり、巡りあいの「縁」を掛け、一福恋縁結びーとして、福岡市のマンホールデザインの中に、ハートを刻んだマンホール蓋を限定 51 枚のみ製作して、順次、設置を進めている。

**【「水位周知下水道」のデザインマンホール蓋】**

福岡市では、令和 2 年度に、博多駅周辺地区において、水防法に基づく「水位周知下水道」を全国で初めて指定しており、大雨時に下水道の水位情報を提供することで、防災情報の充実化を図るものである。

本取組みを PR することを通じて、市民の防災意識の向上を図ることを目的として、下水道の水位を観測している博多観測所に、デザインマンホール蓋を設置している。

